

昭和二十五年四月十二日提出
質問第一二六号

広浦干拓地開放に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月十二日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

広浦干拓地開放に関する質問主意書

茨城県鹿島郡夏海村地先の広浦干拓耕地整理地区は、同県大貫町岡崎惣太郎が代表者として、昭和五年工事に着手、昭和七年より耕作をはじめ、昭和十二年にはほとんど工事が完成したもので、現在は耕作水田百余町歩、耕作者三百名を数えている。

その水田の小作料は昭和二十年まではかり分け小作であり、その後は既成田と同様に扱い、反当り七十五円、他に水利費約一五〇円を納めていたものである。

ところが、前記岡崎並びに茨城県耕地課は、右工事は未だ完成せずと称しているがため、同干拓の耕作者への開放がなされないままである。

しかも、岡崎は堤防の保全、農道、水路の改修、災害復旧等に熱意を持たず、ことある場合の耕地の危険が増大している。

一方、耕作者側では、広浦干拓管理組合及び広浦干拓農業協同組合を結成して、同干拓地の管理その他

をなしうる態勢を整えている。同干拓地が耕作者に開放されないままであるということは、農地改革の観点からみても不合理であり、急速に解決すべき問題である。

このまま放置しておけることではない筈である。一体、この問題の障害はどこにあるのか。政府は、その障害をいかに解決して、開放に向うため指導せんとするのか。

右質問する。